相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市倉橋町一七九七二番地二、最後の住所広島県安芸郡海田町三迫二丁目九番二六―一六号　被相続人　亡　石中　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

事務所広島市中区上幟町一一番四六号　エクセレント上幟三階

相続財産管理人　弁護士　門脇　慧

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県怡土郡飯氏村三四三番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　寺田　熊吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

福岡市中央区赤坂一丁目一〇番二六―六〇二

相続財産管理人　弁護士　北島　博志

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のように公告します。

一、名称　株式会社ビー・エル・エフ

二、代表者の氏名　代表取締役　原田　康行

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却するつもりとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十月二十一日

京都府南丹市園部町美園町六号二二番地の一

株式会社Ａロープ園部

代表取締役　奥村　正

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

	株主の種類及び数	株券の番号
高屋　恵次　京都府南丹市園部町高屋手鳩一番地	普通株式　一株	無
谷口きよ子　京都府南丹市園部町越方水上五番地二	普通株式　一株	無
田中　繁治　京都府南丹市園部町仁江中田五九番地一	普通株式　一株	無
佐々谷武雄　京都府南丹市園部町埴生赤尾一四番地	普通株式　一株	無
井上　しん　京都府南丹市園部町法京堂ノ谷六番地	普通株式　一株	無
森田　克巳　京都府南丹市園部町美園町六号二五番地	普通株式　一株	無
三、本店の所在地　島根県松江市末次本町二九番地		
四、許可年月日　平成十年七月二十八日		
五、許可失効の年月日　平成二十八年七月一日		
六、営業保証金等の金額		
①　営業保証金　金十万円		
②　前受業務保証金　金三百三十万六千円		

七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を中国経済産業局長に提出して下さい。

八、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十八年十月二十一日

島根県松江市末次本町二九番地

株式会社ビー・エル・エフ

代表取締役　原田　康行

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十八年九月二十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

東京都文京区湯島三丁目二一番一〇号

東京都鉄二厚生年金基金

代表清算人　奥山　一郎

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却するつもりとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十月二十一日

高知県高知市朝倉己一六六番地七

株式会社皓致堂医科器械

代表取締役　眞鍋　彰

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

	株式の種類及び数	株券の番号
倉口　力　高知市桟橋通六―三―八	普通株式　八九株	無
倉口笑充子　高知市桟橋通六―三―八	普通株式　一株	無

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 28 年 10 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①アイ・ピ・エイインターナショナル株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5795号　④アイ・ピ・エイインターナショナル株式会社　東京都千代田区神田佐久間町三丁目38番　代表取締役　田村正彦　⑤本社営業所　東京都豊島区西池袋１丁目29番14号11階　⑥平成18年９月７日　⑧平成28年９月７日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区神田佐久間町三丁目38番　アイ・ピ・エイインターナショナル株式会社　代表取締役　田村正彦

Ｂ　①株式会社フロムツーリスト　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5807号　④株式会社フロムツーリスト　東京都中央区日本橋堀留町二丁目８番５号　代表取締役　楚建国　⑤本社営業所　東京都中央区日本橋堀留町二丁目８番５号ＪＡＣＣビル６Ｆ　⑥平成18年９月27日　⑧平成28年８月24日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区虎ノ門４―１―17神谷町プライムプレイス　外国法共同事業・ジョーンズ・デイ・法律事務所　破産者株式会社フロムツーリスト　破産管財人弁護士　森雄一郎